

軽微な変更工事（変更の届出を要する工事及び変更の届出を要しない工事）

（共通事項）

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考（確認事項等）
1 建築物			
屋根（キャノピーを含む。）、壁、柱、床、はり等、防火区画		補修	注1 他の壁の構造基準に変更がないこと。 自動火災報知設備の感知器の増設等を伴う場合は、「12警報設備」の区分による。 注2 （大きさが同一で）種類が変わる場合は確認を要すること。 注3 ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のものであること。
雨どい		増設、取替、撤去	
防火上重要でない間仕切壁	増設、移設、改造 又は撤去 ※注1	取替、補修	
内装材		取替、補修、撤去	
防火設備、窓枠、窓又は網入りガラス		取替 ※注2、補修	
歩廊、階段、はしご等		取替 ※注2、補修	
地盤面		補修 ※注3	
2 工作物			
保安距離又は保有空地の代替措置の塀、隔壁		補修	注4 支柱・架台の耐震計算等に変更がないこと、又は耐火性能、耐火被覆材料、施工方法に変更がないこと。
架構		補修	
配管、設備等の支柱・架台、耐火措置	取替え ※注4	補修	
点検等のための足場 移動可能な歩廊	新設		
3 保有空地			
植栽	増設、移設、改造 ※注5	撤去、取替、補修	注5 保有空地に係る基準に変更がないこと。

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考（確認事項等）
4 タンク等			
犬走り、法面又はコンクリートリング等	補修 ※注3		<p>【注】 20号タンクに関しては、本項目によるほか、その形態により、製造所等ごとの基準を準用するものとする</p> <p>注6 タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。</p> <p>注7 貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの、またタンクからの漏えいを誘発するおそれのないこと。</p> <p>注8 蒸気には、温水を含む。</p>
屋根支柱、ラフター、ガイドポール等	補修 ※注6		
階段、はしご、手摺り等	取替 ※注6	補修	
屋外タンクの支柱の耐火措置		取替、補修	
タンク元弁		取替、補修	
既設ノズルを利用した液面計、温度計等	増設		
通気管	取替（地上部分に限る。）	補修（地上部分に限る。）	
雨水侵入防止措置	増設、移設、改造、取替	補修、撤去	
内面コーティング（屋外タンク貯蔵所を除く。）	増設、改造、撤去 ※注7	取替、補修	
サクシオンヒーター、ヒーターコイル等の加熱配管等	取替（蒸気を用いたものを除く。）※注8	補修（蒸気を用いたものを除く。） ※注8	
5 配管等			
給油ホース、	取替（ホース長の変更を伴うもの）	取替（ホース長の変更を伴わないもの）	<p>注9 火気使用を伴わないプレハブ加工に限る。</p> <p>注10 口径、長さを問わず、多少の経路のずれを含む。ただし、配管の口径を変更するものは除く。</p> <p>注11 移送取扱所にあつては、海上、栈橋上、河川上、公道上等以外の事業所の敷地内に設置されたものに限り適用すること。</p>
給油ノズル、結合金具		取替、補修	
配管（地下配管を除く。） ※注11, 12, 13, 14	2メートルを超える配管の取替 ※注9, 10 撤去 ※注10	2メートル以下の短配管の取替 ※注9 補修	
ユーティリティ配管	新設、移設、増設、撤去	取替、補修	
可とう管継手	取替（認定品以外） ※注10	取替（認定品）	

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考（確認事項等）
配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等又はこれらに類する配管の枝出	増設、移設、改造 ※注10	取替、補修、撤去	注12 危険物を取り扱う設備、機器及び20号タンクに係るものを含む。 注13 危険物の取扱いに変更がないこと 注14 電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。 注15 熱媒体となる物質に変更がないこと。
配管の加熱又は冷却装置	取替（蒸気によるものを除く。） ※注15	取替（蒸気によるものに限る。）、補修 ※注15	
配管の保温(冷)材	撤去	取替、補修	
配管ピット、注入口ピット 地下配管接合部の点検ます		取替、補修	
弁等	増設	取替え（移動貯蔵タンクの底弁、タンク元弁を除く。） ※注12	
6 機器、設備等			
ポンプ設備、熱交換器等	取替、撤去 ※注10	補修	注16 タンク本体溶接を伴うものを除く。 注17 可燃性蒸気、又は微粉の送風・集塵方法に変更がないこと。 注18 可燃性ガス回収の保安管理に変更がないこと。 注19 危険物の漏れ、あふれ又は飛散に対する措置に変更がないこと。 注20 保温（冷）材の撤去により、危険物の温度変化による危険性を増さないこと。 注21 新たに配管又はタンクにノズル等変更がないこと。
熱交換器に附属する送風設伽（電動機を除く。）、散水設備等		取替、補修	
加熱又は乾燥設備に附属する送風、集じん装置等（電動機を除く。）	撤去 ※注17	取替、補修	
攪拌装置	取替、撤去 ※注16	補修 ※注16	
炉材		取替、補修	
反応機等ののぞき窓ガラス（サイトガラス）		取替、補修	
波返し、とい、受皿等飛散防止装置	撤去 ※注19	取替、補修	
ローディングアーム又はアンローディングアーム	取替、撤去 ※注14	補修	

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考（確認事項等）
保温（冷）材（屋外タンク貯蔵所のタンク本体に係るものを除く。） ※注20	撤去	取替、補修	
ガス回収装置	取替、撤去 ※注16, 18	補修 ※注16	
ローラーコンベアー等危険物輸送設備（電動機を除く。）	撤去	取替、補修	
排出設備（ダクト等を含む。）	改造、取替 ※注14	補修	
換気設備（ダクト等を含む。）	増設	取替、補修	
電気防食設備		取替、補修	
7 制御装置、安全装置			
圧力計、温度計、液面計等現場指示型計装設備	増設、移設、改造 ※注13, 21	取替、補修、撤去	
温度、圧力、流量等の調節等を行う制御装置（駆動源、予備動力源を含む。）	増設、取替 ※注13	補修及び制御装置に附属する計装配線敷設工事	
安全弁、破壊板等安全装置		取替、補修	
緊急遮断（放出）装置（安全弁等を除く。）、反応停止剤供給装置等の緊急停止装置（駆動源、予備動力源、不活性ガス封入装置等を含む。）	取替	補修	
感震器	増設	取替、補修	
分析計（サルファー分析計及びガスクロマトグラフィ等、キュービクル内取付を含む。）		取替、補修、撤去	

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考（確認事項等）
流量計等	増設、撤去	取替、補修	
8 防油堤及び排水設備等			
防油堤水抜弁	増設、移設、改造、撤去 ※注22, 24, 25	取替、補修	注22 水抜弁を複数にすること。 注23 水抜弁の開閉装置を複数にすること。 注24 複数の水抜弁のうち、撤去しても基準を満足すること。 注25 防油堤の基準に抵触しないこと。 注26 複数の開閉表示のうち、撤去しても基準を満足すること。 注27 防油堤の基礎等の変更を伴わないもの。 注28 危険物規則第22条第2項第16号の規定に基づくものでないこと。
防油堤水抜弁の開閉表示装置	増設、移設、改造、撤去 ※注23, 24, 26	取替、補修	
防油堤の階段（防油堤と一体構造のもの。）	取替 ※注27, 28	補修	
防油堤の階段（防油堤と一体構造でないもの。）	増設、移設、改造、撤去 ※注27, 28	取替、補修	
防油堤の点検歩廊（防油堤と一体構造のもの。）	取替、移設 ※注27	補修	
防油堤等の貫通配管	点検に伴う工事（土盛り）	点検に伴う工事（土盛りを除く。）	
防油堤（仕切堤を含む。）の損傷箇所		補修 ※注3	
ブランケット、地盤面又は舗装面（地下タンクの上部スラブを除く。）		補修	
9 排水溝等			
排水溝、貯留設備、囲い等	取替	補修 ※注3	
10 電気設備			
電気設備（危険場所以外に限る。）	増設、移設、改造 ※注14	撤去、取替、補修	
電気設備（下記を除く。）	撤去	取替、補修	
電気設備（配線のみに限る。）	増設、撤去	取替、補修	

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考（確認事項等）
電動機	増設（移送取扱所に設置されるものを除く。）※注11, 14	補修	
	補修（移送取扱所に設置されるもので、※注11に定めるもの以外に限る。）		
発電機（移動式に限る。）	新設、増設、撤去※注14	取替、補修	
照明器具	増設（配線工事を含む。）	取替、補修	
静電気除去装置	増設	取替、補修	
避雷設備		取替、補修	
避雷設備とならないアンテナ等		増設	
事務所内配電盤省エネ装置		増設	
1 1 消火設備			
全般		補修	注29 加圧送水装置は、ポンプ、電動機、混合器、配管その他の附帯設備を含むものとする。
第1種～第3種消火設備（散水及び水幕設備を含む。）配管、消火栓等の放出口	取替（泡ヘッドを除く。）、移設	取替（泡ヘッドに限る。）、補修	
第1種～第3種消火設備の弁、ストレーナー、圧力計等		取替、補修	
第4種又は第5種消火設備	増設、移設	取替	
加圧送水装置又は消火薬剤タンク	取替 ※注29		
消火薬剤		取替	

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考（確認事項等）
1 2 警報設備			
全般		補修	注30 感知器の増設（既設と同種類のもの。）で、11個以上の場合、又は警戒区域に変更がある場合は、変更許可申請とする。
警報設備（自動火災報知設備を除く。）	増設、移設、改造	取替	
受信機	取替		
自動火災報知設備の感知器、発信機	増設 ※注30	取替	
1 3 避難設備			
誘導灯等	取替、移設	補修	
1 4 その他			
標識、掲示板等	増設、移設、改造	取替、補修	注31 栈橋改造を伴うものを除く。 注32 タンクを除く。 注33 タンク構造に変更を伴わないものに限る。
係船ピット	増設		
衝突防護設備		増設 ※注31	
栈橋上の監視小屋	増設		
作業用広報設備（スピーカー）		増設、移設、改造、取替、補修、撤去	
その他	地下貯蔵タンク等の漏れの試験		
	地下貯蔵タンクのライニング工事※注33		
		点検のための設備等の分解、清掃及び組立工事 ※注32	
		屋外タンクの点検のためのチャンバーの一時取外し	

(施設区分ごとの事項)

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考(確認事項等)
製造所及び一般取扱所			
運搬容器の充てん設備	撤去 ※注13	取替、補修	
ボイラー、炉等のバーナーノズル		取替、補修	
塗装機噴霧ノズル、ホース等		取替、補修	
屋内貯蔵所			
ラック式の棚	取替	補修	注34 耐震計算等に変更がないこと。
冷房装置等	取替	補修	
架台	取替 ※注34	補修	
屋外タンク貯蔵所			
本体	補修 ※35		注35 タンク本体に係る補修工事参照
浮き屋根のシール材	取替	補修	
浮き屋根のウェザーシールド		取替、補修 ※注6	
ルーフドレン	取替	補修	
ローリングラダー	取替 ※注6	補修	
ポンツーン	補修(デッキ相当部は除く。) ※注6		
屋根支柱	取替 ※注6		
内面コーティング	増設、改造、取替、撤去 ※注7	補修	
保温(冷)材		取替、補修	
流出危険物自動検知警報装置		取替、補修	

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考（確認事項等）
仮配管	内部開放時の清掃及び清掃に伴う一時的な配管敷設工事（設備等の据付から撤去まで10日以内のとき）		
タンクの地盤	新基準適合に係るボーリング調査		
その他	主タンク又は最大タンクの変更		
屋内タンク貯蔵所			
出入口の敷居		取替、補修	
地下タンク貯蔵所			
マンホールプロテクター	取替 ※注13, 36	補修 ※注13	注36 上部スラブの変更を伴わないこと。
上部スラブ	補修 ※注36		
二重殻タンクの漏えい検知装置	取替		
漏えい検知管		取替、補修	
タンクローリー用アースターミナル	増設、移設、改造、撤去	取替、補修	
通気管のガス回収装置		取替、補修、撤去	
簡易タンク貯蔵所			
タンク固定金具等		取替、補修	
移動タンク貯蔵所			
品名数量表示板		取替、補修	注37 変更する常置場所が他の移動タンク貯蔵所の常置場所となっていた場合は、確認を要しないものであること。 注38 箱枠の溶接線補修であること。
底弁・底弁の手動又は自動閉鎖装置	取替、撤去	補修	
マンホール又は吐出口のふた		取替、補修	

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考（確認事項等）
マンホール部の防熱又は防塵カバー		取替、補修	注39 重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと。 注40 IMO表示板が貼付されているタンクであること。
ローリーアース		取替	
ガス回収装置		取替、補修 ※注18	
可燃性蒸気回収ホース		取替、補修	
注油ホース（ノズル及び結合金具を含む。）（積載式以外）		取替、補修	
Uボルト		取替え、補修	
箱枠	取替、補修 ※注38, 39		
同一敷地内における屋外の常置場所	変更 ※注37		
積載式の移動貯蔵タンク	追加 ※注40		
屋外貯蔵所			
架台	取替 ※注34	補修、撤去	
固定分離槽	取替	補修	
周囲の棚		取替、補修	
シート固着装置		取替、補修	
給油取扱所			
防火扉、犬走り、アイランド等		補修※注5	
カードリーダー等省力機器	増設、移設、改造 ※注44	取替、補修、撤去	
日除け等（キャノピーを除く。）	増設、移設、改造※注45	取替、補修、撤去	
サインポール、看板等（電気設備）	増設、移設、改造※注41	取替、補修、撤去※注41	

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考（確認事項等）	
計量機	取替（認定品に限る。） ※注43, 44		注41 大規模な基礎工事を含む取替は変更許可申請とする。 注42 点検等の機器には、エアークリーナ等を含む。 注43 懸垂式のポンプ設備を含む。 注44 ポンプ吐出量、ポンプ数及びホース本数、長さその他の形式、性能が増加するもの、又は可燃性蒸気流入防止構造のものに変更する場合は、変更許可とする。 注45 上屋の面積に変更のないこと。 注46 可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。	
給油量表示装置	増設、移設、改造 ※注44	取替、補修、撤去		
セルフ給油所の監視機器・放送機器・分電盤・照明器具		取替、補修		
セルフ表示		取替、補修		
セールスルーム（含むショップ）内の電気設備・給排水設備	増設、移設、改造	取替、補修、撤去		
蒸気洗浄機、オートリフト（地下配管、地下タンクに係るものを除く。）、混合燃料油調合機、ウォールタンク等	取替、撤去	補修		
自動車の点検等に使用する機器等（固定式のものに限る。）	増設、移設、改造 ※注42	取替、補修、撤去		
自動車の点検等に使用する機器等（移動式のものに限る。）		増設、撤去		
オイルキャビネット	増設	取替、補修、撤去		
給油、注油支障設備	取替	撤去、補修		
任意で設置する警備保障会社等の防火、防犯装置等	増設、撤去			
その他	土壌の調査（土壌改良工事含む。）			
販売取扱所				
延焼防止用のそで壁、ひさし又は垂れ壁	取替	取替、補修		
棚		取替、補修、撤去		

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考（確認事項等）
移送取扱所			
ピグ取扱装置	取替	補修	
緊急遮断弁	取替	補修	
感震装置	取替	補修	
監視小屋	増設	取替、補修	
ポンプ設備	取替 ※注10	補修	
切換弁、制御弁等		取替、補修	
土盛り等漏えい拡散防止設備		取替、補修	
衝突防護設備		取替、補修	
巡回監視車		取替、補修	
船舶からの荷卸し又は荷揚げに用いるローディングアーム先端のカプラー	改造、撤去	取替、補修	
漏えい検知口	取替、補修		
漏えい検知装置	取替	補修	

タンク本体に係る補修工事

<p>確認を要する変更工事とする小規模な溶接工事</p> <p>屋外貯蔵タンクに係る軽微な変更工事の範囲の補修について変更届出を要する軽微な変更工事とする小規模な溶接工事とは、溶接時の入熱量、残留応力等によるタンク本体構造への影響が軽微なもの等であって、次の1から4に示す工事を対象とする。なお溶接工事の量は内部開放点検1回あたりに行われる工事の量を示すものである。(H9.3.26消防危第36号通知)</p>	
<p>1 附属設備に係る溶接工事 (タンク付属物取付用当て板を含む。)</p>	<p>(1) 階段ステップ、配管サポート、点検用架台サポート、アース等の設備の取付工事</p> <p>(2) ノズル、マンホール等に係る肉盛り補修(母材及び部材の表面に金属を溶着する補修をいう。以下同じ。)工事</p> <p>(3) 屋根板及び側板の接液部(危険物の規制に関する規則第20条の7に定める接液部をいう。以下同じ。)以外の部分(以下「気相部分」という。)におけるノズル、マンホール等に係る溶接部補修(溶接部を再溶接する補修(グラインダー仕上げ等の表面仕上げのみの場合を除く。)をいう。以下同じ。)工事</p>
<p>2 屋根に係る溶接工事</p>	<p>(1) 屋根板(圧力タンク及び浮き屋根式タンクを除く。)の重ね補修(母材表面に当て板を行い、当該当て板外周部全周をすみ肉溶接によって接合する補修(タンク付属物取付用当て板を除く。)をいう。以下同じ。)工事のうち1箇所当たり0.09㎡以下であって、合計3箇所以下のもの</p> <p>(2) 屋根板(圧力タンク及び浮き屋根式タンクを除く。)の肉盛り補修工事</p>
<p>3 側板に係る溶接工事</p>	<p>(1) 側板の気相部分における重ね補修工事のうち1箇所当たり0.09㎡以下のもの</p> <p>(2) 側板の気相部分における肉盛り補修工事</p> <p>(3) 側板の接液部における肉盛り補修工事のうち、溶接継手から当該母材の板厚の5倍以上の間隔を有しているものであって、1箇所当たりの補修量が0.003㎡以下、かつ、板(母材)1枚当たり3箇所以下のもの</p>
<p>4 底部に係る溶接工事</p>	<p>(1) 側板の内面から600mmの範囲以外のアニュラ板又は底板の重ね補修工事で、補修基準(H6.9.1付消防危第73号危険物規制課長通知別添1の補修基準をいう。)の分類で○に該当する工事(特定屋外貯蔵タンク以下の屋外貯蔵タンク(以下、「特定以外の屋外貯蔵タンク」という。)にあっては、これに相当する工事をいう。)において、1箇所当たり0.09㎡以下であって、合計3箇所以下のもの</p> <p>(2) 側板の内面から600mmの範囲以外のアニュラ板又は底板の肉盛り補修工事で、溶接部から当該板の板厚の5倍以上の間隔を有して行われるものであって、1箇所当たりの補修量が0.003㎡以下であり、かつ、全体の補修量が次に示すもの</p> <p>ア 特定以外の屋外貯蔵タンク 0.03㎡以下</p> <p>イ 1万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンク 0.06㎡以下</p> <p>ウ 1万キロリットル以上の特定屋外貯蔵タンク 0.09㎡以下</p> <p>(3) 側板の内面から600mmの範囲以外の底部に係る溶接部補修工事で、1箇所当たりの補修長さが0.3m以下であり、かつ、全体の補修長さが次に示すもの</p>

		ア 特定以外の屋外貯蔵タンク 1. 0m以下 イ 1万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンク 3. 0m以下 ウ 1万キロリットル以上の特定屋外貯蔵タンク 5. 0m以下
5	製造所等のタンクに係る溶接工事	上記1から4については、屋外にある20号タンク及び屋内にある20号タンク並びに屋内タンク貯蔵所の屋内タンクについても同様とする
6	地下貯蔵タンクの内面コーティング	腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等に該当しないものに対し、内面の腐食を防止するためのコーティングを講じる場合は、マンホールの取り付け等の工事が必要な場合を除き、軽微な変更工事とする。(H22.7.8消防危第144号通知)